一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

物流・自動車局長 (公印省略)

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」 の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

別紙 国自旅第263号 令和5年12月28日

各地方運輸局長殿沖縄総合事務局長殿

物流·自動車局長 (公印省略)

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」 の一部改正について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(平成18年9月15日付け国自旅第144号)」の一部を改正し、別紙の改正欄のとおりとするので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)においては、その旨了知されるとともに、必要となる公示等の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別 紙のとおり通知したので申し添える。

○自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(新旧)

新		IΒ			
国自旅	6第144号				国自旅第144号
平成 1	8年9月15日				平成18年9月15日
一部改正 国 自 旅	ぎ第147号			一部改正	国自旅第147号
平成2	9年8月31日				平成29年8月31日
一部改正 国 自 旅	を第315号			一部改正	国自旅第315号
令和2年	年11月27日				令和2年11月27日
一部改正 国 自 旅	ま第 1 7 7 号			一部改正	国自旅第177号
令和5年	年10月 1日				令和5年10月 1日
<u>一部改正</u> <u>国 自 抗</u>	等 2 6 3 号				
<u>令和5</u> 5	年12月28日				
各地方運輸局長 殿		各地方運輸局長	殿		
沖縄総合事務局長 殿		沖縄総合事務局長	殿		
<u>物流・</u> 自動車局長					自動車局長
自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて		自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて			
今般、道路運送法(以下「法」という。)の一部が改正され、自家用有償旅客		今般、道路運送法(以下「法」という。)の一部が改正され、自家用有償旅客			
運送の対価について、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第51		運送の対価について、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第51			
条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運		条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運			
送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定		送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定			
めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計ら		めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計ら			
われたい。		われたい。			
記		記			

- 1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共交通会議(施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。)又は同項に規定する協議会(これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針(令和2年11月27日付け国自旅第316号。以下同じ。)2. (3)④に定める関係者間)(以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。)において協議が調った額とする。
- 2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等(これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.(3)④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針(令和2年11月27日付け国自旅第317号)2.(3)③において協議が調った額とする。

(1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供 及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並び に施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、 以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

- ① 運送の対価 運送サービスの利用に対する対価
- ② 運送の対価以外の対価

- 1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、 当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該 地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共 交通会議(施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。)又は 同項に規定する協議会(これらの会議又は協議会が組織されていない場合に は、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針(令和2年11月27日付け 国自旅第316号。以下同じ。)2. (3)④に定める関係者間)(以下、これ らを総称して「地域公共交通会議等」という。)において協議が調った額とす る。
- 2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以 下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等(これらの会議又は協議会が組 織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運 送の登録に関する処理方針 2. (3)④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針 (令和2年11月27日付け国自旅第317号) 2. (3)③において協議が調 った額とする。
 - (1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供 及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並び に施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、 以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

- ① 運送の対価 運送サービスの利用に対する対価
- ② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ、迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

口. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料(乗降介助に関する部分に限る。)、添乗料(運送にあたって 添乗員を付き添わせた場合の料金)、ストレッチャー、車いす使用料等 の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ.ロ.ハ.の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に 応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対 価を定めるもの。

口. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送 を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、 初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又 は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ、迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

口. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ、その他の料金

介助料(乗降介助に関する部分に限る。)、添乗料(運送にあたって 添乗員を付き添わせた場合の料金)、ストレッチャー、車いす使用料等 の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ.ロ.ハ.の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に 応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対 価を定めるもの。

口. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送 を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、 初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定

めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

- (注)会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、 専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここで の対価には含めない。
- (3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の 規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、 実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められ ない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次の イ. から二. に掲げる基準を目安とするものとする。

- イ. 運送の対価は、当該地域に<u>適用されるタクシー運賃の約8割(地方</u> 運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方 法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。)であるこ と。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約 8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
- ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担 が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となって いないと認められること。

めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

- (注)会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、 専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここで の対価には含めない。
- (3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の 規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、 実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められ ない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次の イ. から木. に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域<u>におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内</u>であること。<u>ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。</u>

- ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担 が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となって いないと認められること。

- 二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。
- (注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. の考え方を適用することができる。
- (注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

- イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの 適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとす る際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車(1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を収受する場合

- 二. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫(事務所の車庫を含む。)を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。
- 木. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. から二. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。
- (注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ.ハ. 二. の考え方を適用することができる。
- (注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

- イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの 適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとす る際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車(1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を収受する場合

をいう。以下同じ。)の対価を定めることができる場合を除き、旅客数 に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

- ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客 1 人ずっから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、タクシー運賃の約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
- 二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備 又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。
- (4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附則

- 1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
- 2. みなし登録者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則(平成29年8月31日国自旅第147号)

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則(令和2年11月27日国自旅第315号)

をいう。以下同じ。)の対価を定めることができる場合を除き、旅客数 に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

- ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。
- 二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備 又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。
- (4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附則

- 1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
- 2. みなし登録者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則(平成29年8月31日国自旅第147号)

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則(令和2年11月27日国自旅第315号)

- 1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。
- 1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則(令和5年10月1日国自旅第177号)

1. 本規定は、令和5年10月1日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附則(令和5年12月28日国自旅第263号)

1. 本規定は、令和5年12月28日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

国自旅第 1 4 4 号 平成 1 8年 9 月 1 5 日 一部改正 国自旅第 1 4 7 号 平成 2 9 年 8 月 3 1 日 一部改正 国自旅第 3 1 5 号 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 一部改正 国自旅第 1 7 7 号 令和 5 年 1 0 月 1 日

一部改正 国自旅第263号

令和5年12月28日

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法(以下「法」という。)の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲について は、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運 賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とし て、地域公共交通会議(施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議 をいう。)又は同項に規定する協議会(これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針(令和2年11月27日付け国自旅第316号。以下同じ。)2. (3)④に定める関係者間)(以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。)において協議が調った額とする。

2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等(これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.(3)④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針(令和2年11月27日付け国自旅第317号)2.(3)③において協議が調った額とする。

(1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用 又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられ る。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

口. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料(乗降介助に関する部分に限る。)、添乗料(運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金)、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ.ロ.ハ.の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、地域公共交通 会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対 価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離 に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係 る対価を定めるもの。

口. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を 定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及び それを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

- (注)会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。
- (3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15 の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ.から二.に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割(地 方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切 な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。)であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

- ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- 二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。
 - (注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ.ハ.の考え方を適用することができる。
 - (注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

- イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれ の適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しよう とする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要があ る。
- 口. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車 定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定 めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車(1回の運行で 複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を収受 する場合をいう。以下同じ。)の対価を定めることができる場合を除 き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものである こと。
- ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人 ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の 乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は

時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、タクシー運賃の約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

- 二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。
- (4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を 行ってはならないこと。

附則

- 1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
- 2. みなし登録者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、 みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則(平成29年8月31日国自旅第147号)

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから 適用するものとする。

附 則(令和2年11月27日国自旅第315号)

1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから 適用するものとする。

附 則(令和5年10月1日国自旅第177号)

1. 本規定は、令和5年10月1日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則(令和5年12月28日国自旅第263号)

1. 本規定は、令和5年12月28日以降に対価を設定又は変更するものから 適用するものとする。